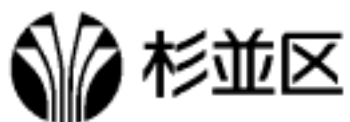


スマートすぎなみ計画  
第4次行財政改革実施プラン

平成20～22年度  
(2008～2010)

平成19年11月



## スマートすぎなみ計画

時代と社会の変化にしなやかに対応しながら、よりよいサービスを効率的に提供するため、スリムで活力のある区役所づくりを通じて、区政経営全体の改革を推進する。

- ス = <sup>スギ</sup>杉並らしい政策手法を発揮し、  
マ = 区政のマネジメント（経営）の  
| 抜本的な改革に  
ト = 職員全員が果敢にトライする。

# 目 次

第4次行財政改革実施プラン	1
第1 実施プランの目的等	3
第2 実施プランの構成	4
第3 今後3年間の目標	4
第4 体系と課題別項目の計画内容	6
1 区民パワーを活かす施策の展開	7
(1) 区民との協働により事業を展開します	9
(2) ゼロから仕事を見直し民営化・民間委託を進めます	12
2 質の高いサービスを提供する簡素な区役所の確立	17
(1) 区民満足度の向上をめざします	20
(2) 区政の透明性を高め説明責任を果たします	22
(3) 活力ある組織づくりを推進します	24
(4) 事務事業の見直しを進めます	28
3 財源の確保と負担の公平化の実現	32
(1) 財源の確保を図ります	34
(2) 資産の有効活用を図ります	35
(3) 負担の公平化を図ります	36
(4) 財政運営の健全化と強固な財政基盤を確立します	38
第5 年度別定数削減計画表	39
行財政改革大綱	41
第1 これまでの行革と計画の改定	43
第2 「行財政改革大綱」の目的	44
第3 今後6年間の戦略目標	45
第4 大綱の実現に向けて	46



# 第4次行財政改革実施プラン

(平成20～22年度)



## 第1 実施プランの目的等

### 1 目的

第4次行財政改革実施プラン（以下、「実施プラン」という）は、「杉並区21世紀ビジョン」と「基本計画及び実施計画」（すぎなみ五つ星プラン）の実現を支えるため、「行財政改革大綱」に基づき策定する行財政改革の行動計画である。

### 2 基本的な考え方

行財政改革大綱の最終年度となる平成22年度までのプランであることを踏まえ、3つの戦略課題である「区民パワーを活かす施策の展開」、「質の高いサービスを提供する簡素な区役所の確立」及び「財源の確保と負担の公平化の実現」の集大成に向け、次の視点を重視する。

杉並行政サービス民間事業化提案制度の活用などにより、事業の民営化、民間委託を推進するとともに、民間事業化後のサービスの質の維持・向上及び安全管理の徹底を図る。

「すぎなみ地域大学」における人材育成とそれを地域活動に結びつける仕組みの充実を図り、協働事業を積極的に推進する。

区民満足度の高い区役所をめざし、区役所本庁の土日開庁の実現をはじめ、24時間365日の区民サービスの充実を図るとともに、区政の透明性や説明責任の確保のため区民との情報共有化を促進する。

活力ある小さな政府の確立に向け、職員定数の1,000名削減を早期に実現する一方で、時代の変化に対応した人事制度改革に取り組むなど、分権と協働の時代にふさわしい人材を育成する。

区税等の収納率の向上等による財源の確保及び適正な受益者負担の確保による負担の公平化に努めるとともに、財政の健全化を進め、区債残高ゼロへの道筋を確実なものとする。

### 3 性格

実施プランは、行財政計画の具体的な課題、項目を実施策として年次別に取りまとめたものであり、行財政改革の進捗状況や区政を取り巻く状況の変化に応じて、追加・変更すべき事項が出てきた場合には、内容の修正を行う。

実施プランの期間は、平成20年度～22年度の3ヵ年とする。また、実施計画の改定時期にあわせて定期的に見直し、改定する。

## 第2 実施プランの構成

実施プランは、「区民パワーを活かす施策の展開」、「質の高いサービスを提供する簡素な区役所の確立」及び「財源の確保と負担の公平化の実現」の3つの大きな戦略課題を柱として構成する。

課題別項目ごとの事項数は、次のとおりである。

課題別項目	事項数(単位:件)
1 区民パワーを活かす施策の展開	37
2 質の高いサービスを提供する簡素な区役所の確立	57
3 財源の確保と負担の公平化の実現	21
合計	115

## 第3 今後3年間の目標

### 1 経営改革の目標

行財政改革大綱に定めるNPO等との協働や民営化、民間委託を推進し、平成22年度までに区の6割の事業の全部または一部を協働・民営化・民間委託で実施する。

- 1 「6割の事業」とは、「行財政改革大綱」の中で示した計算方法(全事務事業数を分母とし、事業の全部または一部に協働、民営化・民間委託が採用されている事業数を分子として計算する)に基づくものである。
- 2 これまで、全庁を挙げて計画的に協働等を推進するために、実施プランや予算化された項目等を再掲した計画として、「杉並区協働等推進計画」を策定してきた。しかし、事務事業評価に協働等についての評価項目を新たに加えてきたことなどにより、協働等を推進していく姿勢が全庁的に浸透してきたことから、計画策定の必要性は薄れたものとする。



## 2 財政健全化の目標

行財政改革大綱に掲げる財政の健全化を達成するために、財政構造の弾力性を表わす「経常収支比率」を80%以下とする。

## 3 職員定数の削減の目標

行財政改革大綱に定める職員定数の削減目標1,000人を達成するため、3カ年の削減目標を330人とし、年度別の目標数は次のとおりとする。

年度別目標数	20年度	21年度	22年度	計
	100人	110人	120人	330人

### 参考：行財政改革大綱に定める職員定数削減の状況

年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
削減数	(56)	108	117	112	120	91	119	78	100	110	120
職員定数	4,716										3,641

## 第4 体系と課題別項目の計画内容

### 1. 区民パワーを活かす施策の展開

(1) 区民との協働により事業を展開します

(2) ゼロから仕事を見直し民営化・民間委託を進めます

### 2. 質の高いサービスを提供する簡素な区役所の確立

(1) 区民満足度の向上をめざします

(2) 区政の透明性を高め説明責任を果たします

(3) 活力ある組織づくりを推進します

(4) 事務事業の見直しを進めます

### 3. 財源の確保と負担の公平化の実現

(1) 財源の確保を図ります

(2) 資産の有効活用を図ります

(3) 負担の公平化を図ります

(4) 財政運営の健全化と強固な財政基盤を確立します

## 1 区民パワーを活かす施策の展開

「すぎなみ地域大学」の運営の充実、NPO・ボランティアの活動の支援により、全庁をあげて、区民、NPO、ボランティア等との協働事業を積極的に推進する。  
また、区の仕事ゼロから見直し、区が真に実施すべき仕事を明確化するとともに、「杉並行政サービス民間事業化提案制度」を活用し、区の事業の民営化、民間委託を積極的に進める。

### (1) 区民との協働により事業を展開します

- 1 「すぎなみ地域大学」の運営の充実
- 2 区民・NPO等との協働の推進
- 3 すぎなみ地域活動ネットの運営支援
- 4 NPO等の地域活動支援のあり方の見直し
- 5 町会・自治会活動への支援
- 6 区民との協働による防犯診断の実施
- 7 レジ袋削減運動の推進
- 8 ひとりぐらし高齢者安心ネットワーク事業の実施
- 9 ゆうゆう館の協働事業の推進
- 10 保育事業における協働の推進(グループ保育)
- 11 放置自転車問題解決への区民との協力・協働
- 12 公園・道路管理等への区民参加
- 13 違反広告物除却にかかる地域との協働
- 14 みどりのボランティアへの支援
- 15 区民の集団回収活動の推進
- 16 地域の参画による学校づくり

(2) ゼロから仕事を見直し民営化・民間委託を進めます

- 1 民営化・民間委託の推進
- 2 区立施設への指定管理者制度の導入
- 3 杉並行政サービス民間事業化提案制度の実施
- 4 委託事務等のモニタリングシステムの実施
- 5 ゆうゆう館の運営 定
- 6 保育サービスのあり方の見直し 定
  - [継続事項] 保育園調理業務 定
  - [継続事項] 保育園用務業務 定
- 7 児童館・学童クラブ運営の協働等の推進 定
- 8 障害者施設の運営の見直し 定
- 9 掲示板の維持管理の見直し
- 10 公園・遊び場便所及び公衆便所の維持管理の再構築
- 11 公園維持管理業務の民間委託 定
- 12 清掃事業のあり方の見直し 定
- 13 環境学習事業の委託 定
- 14 学校用務業務等の包括委託の推進 定
  - [継続事項] 学校警備 定
  - [継続事項] 学童擁護 定
  - [継続事項] 学校給食調理 定
- 15 郷土博物館の運営の見直し 定
- 16 奨学資金の償還率向上

(1) 区民との協働により事業を展開します

1 - (1) - 1	「すぎなみ地域大学」の運営の充実			所管部課	区民生活部 すぎなみ地域大学担当
多様な協働事業の担い手の育成に加え、修了生の地域における活動を推進するための仕組みを確立するとともに、組織の見直しを検討するなど、「すぎなみ地域大学」の体制の強化と運営の一層の充実を図る。					
実施時期	20年度	21年度	22年度		
	実施	→	→	→	

1 - (1) - 2	区民・NPO等との協働の推進			所管部課	区民生活部地域課
すぎなみ「協働ガイドライン」に基づき、全庁を挙げて区民・NPOとの協働を積極的に推進する。また、NPOと区とのより良い協働を推進するため、講座等を通じたNPOの活動の支援を充実させる一方、研修等を通して区職員の調整能力の育成及び向上を図り、協働意識を高めていく。					
実施時期	20年度	21年度	22年度		
	実施	→	→	→	

1 - (1) - 3	すぎなみ地域活動ネットの運営支援			所管部課	区民生活部地域課
地域活動への参加と協働を促す仕組みとしての「すぎなみ地域活動ネット」の運営を支援し、利用団体の増加・利用促進を図る。					
実施時期	20年度	21年度	22年度		
	実施	→	→	→	

1 - (1) - 4	NPO等の地域活動支援のあり方の見直し			所管部課	区民生活部地域課
NPO等の現状を分析し、各団体の活動が活性化するための支援内容、支援体制等について、あり方の見直しを行う。					
実施時期	20年度	21年度	22年度		
	実施	→	→	→	

1 - (1) - 5	町会・自治会活動への支援			所管部課	区民生活部地域課
区の地域における最大のパートナーである町会・自治会が、地域コミュニティの核としての役割を、今後一層発揮できるよう、町会・自治会の自助努力を基本としつつ、支援策を講じていく。					
実施時期	20年度	21年度	22年度		
	実施	→	→	→	

1 - (1) - 6	区民との協働による防犯診断の実施	所管部課	危機管理室 危機管理対策課
区民の防犯意識の高揚を図るとともに、地域における安全・安心のまちづくりを区民と協働して進めていくため、防犯診断普及員の活動を支援していく。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	実施	→	→

1 - (1) - 7	レジ袋削減運動の推進	所管部課	環境清掃部ごみ減量担当
レジ袋有料化実証実験の結果及び「杉並区レジ袋有料化モデル検討会」最終報告を踏まえ、「(仮称)杉並区レジ袋有料化等の取組を推進する条例」の制定に取り組むなど、区民・事業者・行政の三者協働によるレジ袋の削減に取り組む。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	実施	→	→

1 - (1) - 8	ひとりぐらし高齢者安心ネットワーク事業の実施	所管部課	保健福祉部 高齢者施策課
ひとりぐらし高齢者等が地域の中で孤立することなく、健康で安心して暮らせるよう、ケア24を中心に、「あんしん協力員」や区内公共公益事業者や企業などと協力・連携し、見守りが必要な高齢者を確実に把握していくとともに、利用登録者の拡充を図る。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	実施	→	→

1 - (1) - 9	ゆうゆう館の協働事業の推進	所管部課	保健福祉部 高齢者施策課
ゆうゆう館の協働事業について、事業評価に基づく検証を実施し充実を図るとともに、「すぎなみ地域大学」との連携の強化などにより人材を育成し、22年度までに全ゆうゆう館において協働事業を実施する。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	実施	→	→

1 - (1) - 10	保育事業における協働の推進(グループ保育)	所管部課	保健福祉部保育課
乳幼児の待機児解消をめざし、グループ保育室の受託児定員の増を図るとともに、22年度を目途に、グループ保育室を新規に開設する。区は、区民グループの把握、研修、実習等の支援を行うとともに、安定した保育の提供のためのアドバイスを継続して行っていく。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	実施	→	→

1 - (1) - 11	放置自転車問題解決への区民との協力・協働	所管部課	都市整備部交通対策課
<p>放置自転車防止活動の内容充実をめざし、「自転車放置防止協力員」の活動を側面支援するとともに、未組織の地域について、22年度までに組織化を図る。</p>			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	実施	—————	—————→

1 - (1) - 12	公園・道路管理等への区民参加	所管部課	都市整備部みどり公園課 杉並土木事務所
<p>地域の人々が、地域の公園や道路や河川通路等の「里親(美化活動者)」となって管理し、区がその活動を支援するシステム(「すぎなみ公園育て組」「美・道路組」)を促進する。</p>			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	実施	—————	—————→

1 - (1) - 13	違反広告物除却にかかる地域との協働	所管部課	都市整備部土木管理課
<p>自分たちのまちを、自らの手で安全で美しいまちにするため、「違反広告物除却活動協力員」の活動を支援し、安全で美しいまちの実現を推進する。</p>			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	実施	—————	—————→

1 - (1) - 14	みどりのボランティアへの支援	所管部課	都市整備部みどり公園課
<p>みどりを残し、また増やすため、地域緑化に関心のあるボランティア活動の担い手を、「すぎなみ地域大学」における人材養成なども連携しながら、充実を図っていく。</p>			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	実施	—————	—————→

1 - (1) - 15	区民の集団回収活動の推進	所管部課	環境清掃部ごみ減量担当
<p>集団回収の実施団体を増やしていくとともに、回収量の増を図るため、「すぎなみ環境ネットワーク」を通して集団回収促進のPRと実施団体に対する支援を行う。また、新規回収品や実施方法について検討するとともに、集合住宅に対する実施への働きかけを強化する。</p>			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	検討・実施	—————	—————→

1 - (1) - 16	地域の参画による学校づくり	所管部課	教育委員会事務局 教育改革推進課
地域住民や保護者等が学校活動の補助的業務や学校運営に参画する地域参加型の学校づくりを推進する。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	実施	→	→

(2) ゼロから仕事を見直し民営化・民間委託を進めます

1 - (2) - 1	民営化・民間委託の推進	所管部課	政策経営部企画課
多様化する行政需要に的確に答えるとともに、民間のノウハウを活用して効率的かつ効果的な区民サービスを提供するため、「民営化・民間委託等の指針」に基づき、事業の民営化、民間委託等を積極的かつ計画的に推進する。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	実施	→	→

1 - (2) - 2	区立施設への指定管理者制度の導入	所管部課	政策経営部企画課
「指定管理者制度導入指針」に基づき、必要に応じて公の施設に指定管理者制度を導入する。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	実施	→	→

1 - (2) - 3	杉並行政サービス民間事業化提案制度の実施	所管部課	政策経営部企画課
公共サービスの担い手となる多様な主体が成長する中で、全事務事業を公表し、民間事業者等からの事業提案を受ける「杉並行政サービス民間事業化提案制度」を実施する。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	実施	→	→

1 - (2) - 4	委託事務等のモニタリングシステムの実施	所管部課	政策経営部企画課
19年度から新規に導入するモニタリングシステムの充実により、民間委託事務等のサービスの質の維持・向上と安全管理の徹底を図る。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	実施	→	→



1 - (2) - 5	ゆうゆう館の運営 定	所管部課	保健福祉部 高齢者施策課
ゆうゆう館の協働事業の進捗を踏まえ、施設管理・運営について、協働事業実施団体への委託を基本に業務委託を実施していく。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	実施	→	→

1 - (2) - 6	保育サービスのあり方の見直し 定	所管部課	保健福祉部保育課
増大し多様化する保育需要に応えるため、区立保育園の改築等による指定管理者制度の導入をさらに進める、認証保育所等の整備により乳児定員を確保する。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	実施	→	→

継続事項	保育園調理業務 定	所管部課	保健福祉部保育課
これまでに委託した保育園の実施状況を検証するとともに、職員の退職状況を踏まえながら、調理業務委託を実施する。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	実施	→	→

継続事項	保育園用務業務 定	所管部課	保健福祉部保育課
これまでに委託した保育園の実施状況を検証するとともに、職員の退職状況を踏まえながら、用務業務委託を実施する。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	実施	→	→

1 - (2) - 7	児童館・学童クラブ運営の協働等の推進 定	所管部課	保健福祉部 児童青少年課
「児童館等のあり方検討会」の報告を踏まえ、児童館事業の一部委託や、区民・NPO等の自主的活動に対する場の提供などにより、児童館運営への区民・NPO等の参画と協働を段階的に進める。 学童クラブ運営を段階的に民間の運営に委ねる。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	実施 準備	・ 実施	実施・検証 実施

1 - (2) - 8	障害者施設の運営の見直し 定	所管部課	保健福祉部 障害者施策課
<p>「あけぼの作業所」について、指定管理者による運営を検証し、民営化に向けた準備を進める。  「なでしこ生活園」について、移転改築に伴い民営化を実施する。  「オブリガード」の精神障害者通所授産事業について、民間の就労移行支援事業や就労継続支援事業への移行を踏まえ廃止する。</p>			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	検討	実施	→

1 - (2) - 9	掲示板の維持管理の見直し	所管部課	区民生活部地域課
<p>地域の情報交換の媒体として活用されている「区民専用掲示板」と「区掲示板」について、NPO法人に委託し、掲示板の一部を広告使用させた収入により全基整備するとともに、清掃・点検等維持管理を行う。</p>			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	実施		→

1 - (2) - 10	公園・遊び場便所及び公衆便所の維持管理の再構築	所管部課	都市整備部みどり公園課
<p>「杉並行政サービス民間事業化提案制度」のモデル事業として共同検討を進め、利用者の視点に立った安全・清潔で快適なトイレを提供するため、公園等の便所の一括管理を委託により実施していく。</p>			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	モデル実施	検討・実施	→

1 - (2) - 11	公園維持管理業務の民間委託 定	所管部課	都市整備部みどり公園課
<p>再編された公園緑地事務所の業務について、退職不補充とし、業務を委託していく。</p>			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	実施		→

1 - (2) - 12	清掃事業のあり方を見直し 定	所管部課	環境清掃部清掃管理課
<p>粗大ごみ及びプラスチック製容器包装回収作業について民間委託を進めるとともに、家庭ごみの収集運搬について、戸別収集の実施にあわせ、委託地域の拡大方式により段階的に民間委託を進める。</p>			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	検討・実施		→

1 - (2) - 13	環境学習事業の委託 定	所管部課	環境清掃部 環境都市推進担当
環境学習事業の委託範囲を拡充する。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	実施	→	→

1 - (2) - 14	学校用務業務等の包括委託の推進 定	所管部課	教育委員会事務局 庶務課
学校用務職員の退職不補充にあわせ、民間委託を実施する。なお、実施に際しては、個別に委託している他の業務も含めた包括委託を検討する。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	検討・実施	→	→

継続事項	学校警備 定	所管部課	教育委員会事務局 庶務課
職員の退職状況を踏まえ、引き続き学校警備の機械化を進める。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	実施	→	→

継続事項	学童擁護 定	所管部課	教育委員会事務局 庶務課
職員の退職状況を踏まえ、引き続き学童擁護の委託化を進める。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	実施	→	→

継続事項	学校給食調理 定	所管部課	教育委員会事務局 学務課
職員の退職状況を踏まえ、引き続き学校給食調理業務の委託化を進める。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	実施	→	→

1 - (2) - 15	郷土博物館の運営の見直し 定			所管部課	教育委員会事務局 郷土博物館
「郷土博物館の運営のあり方検討会」の報告を踏まえ、民間活力を導入した運営体制を実施する。					
実施時期	20年度	21年度	22年度		
	実施			→	

1 - (2) - 16	奨学資金の償還率向上			所管部課	教育委員会事務局 学務課
「杉並行政サービス民間事業化提案制度」において採用されたモデル事業の実施状況の検証を踏まえ、民間のノウハウの活用による償還率の向上を図る。					
実施時期	20年度	21年度	22年度		
	検討・実施	実施		→	

## 2 質の高いサービスを提供する簡素な区役所の確立

区民の区役所に対する満足度の向上をめざし、「五つ星の区役所運動」のさらなる充実や、区役所本庁の土日開庁を実現するなど、質の高いサービス提供に向けて取り組む。

また、区政の透明性や説明責任の確保のため、情報公開システムの構築や、新たな公会計制度の導入により区民との情報共有化を促進するとともに、行政評価制度の充実に努める。

さらに、事務事業を不断に見直し、分権時代にふさわしい新たな区役所づくりを進め、効率的かつ効果的な組織機構を構築するとともに、少数精鋭の区政運営を担う人材を育成する。

### (1) 区民満足度の向上をめざします

- 1 「五つ星の区役所」づくり
- 2 区役所本庁の土日の窓口サービスの拡充
- 3 顧客満足度調査の実施による業務改善
- 4 職員提案制度の充実
- 5 コールセンターの効率的運用
- 6 公共施設予約システム「さざんかネット」の再検討
- 7 戸籍システムの構築 定
- 8 道路台帳の情報提供システムの構築 定
- 9 区営住宅集会所の地域開放

### (2) 区政の透明性を高め説明責任を果たします

- 1 行政評価制度の充実
- 2 外部評価委員会によるチェック
- 3 新たな公会計制度の導入
- 4 ABC手法などのコスト分析の活用
- 5 入札・契約制度の改革
- 6 施設白書の発行
- 7 施設維持管理コストの公開・提供
- 8 外部監査の実施
- 9 電子区政資料室の開設
- 10 学校評価の充実

### (3) 活力ある組織づくりを推進します

- 1 時代の変化に対応した人事制度改革
- 2 自治と分権の時代にふさわしい職員の育成
- 3 組織活性化策の検証と再構築
- 4 職員健康管理の充実
- 5 職員定数の削減・適正化 定
- 6 IT化の推進による事務の効率化 定
- 7 組織の改編 定
- 8 再任用・非常勤職員の効果的活用
- 9 勤務時間の弾力的運用
- 10 附属機関等の改善
- 11 巡視業務の見直し 定
- 12 区民事務所・駅前事務所のあり方  
及び地域活動支援のための組織体制の検討
- 13 医療制度改革に伴う組織の見直し
- 14 保健福祉サービスの総合的提供のための連携推進 定
- 15 生活衛生試験部門のあり方の見直し 定
- 16 区営住宅管理業務の見直し 定
- 17 杉並中継所の廃止 定
- 18 副校長二人制の導入による学校改革
- 19 区立図書館運営の経営改革 定
- 20 学校事務職員のあり方の見直し 定
- 21 幼児教育における職員研修の充実

#### (4) 事務事業の見直しを進めます

- 1 PFI手法の活用
- 2 情報化基本方針及び情報化アクションプランの推進
- 3 職員住宅のあり方の見直し
- 4 住基・印鑑システム障害時リカバリーシステムの構築 定
- 5 地域福祉活動の支援体制の見直し
- 6 健康家族(無受診世帯)への報奨制度
- 7 生業資金貸付制度の見直し
- 8 障害福祉サービスの負担と給付の適正化
- 9 ゆうゆう館等における入浴事業のあり方の見直し
- 10 学童クラブと放課後子ども教室の連携推進
- 11 がん検診の見直し
- 12 障害者雇用支援事業団の運営の見直し
- 13 区営住宅・区民住宅等のあり方の見直し
- 14 南伊豆健康学園の見直し 定
- 15 区立幼稚園の見直し
- 16 スポーツ振興財団の運営の見直し
- 17 教職員住宅のあり方の見直し

(1) 区民満足度の向上をめざします

2 - (1) - 1	「五つ星の区役所」づくり			所管部課	政策経営部企画課
19年度に行う「区民への約束(ミッションステートメント)」の見直しを踏まえ、顧客志向に基づく「めざせ五つ星の区役所」運動の理念や目標の実現に向けた職員の意識改革及びサービス改善に取り組む。					
実施時期	20年度	21年度	22年度		
	実施	→			

2 - (1) - 2	区役所本庁の土日の窓口サービスの拡充			所管部課	政策経営部企画課 区民生活部区民課
区役所本庁の土・日(年末年始・祝日は除く)の開庁を実施し、相談業務も含め、窓口サービスの充実を図る。これに伴い、駅前事務所の開設時間について見直しを行う。					
実施時期	20年度	21年度	22年度		
	実施	→			

2 - (1) - 3	顧客満足度調査の実施による業務改善			所管部課	政策経営部 企画課 職員能力開発センター 関係各課
第三者機関による満足度調査を実施し、評価を踏まえた業務改善を推進する。					
実施時期	20年度	21年度	22年度		
	実施	→			

2 - (1) - 4	職員提案制度の充実			所管部課	政策経営部企画課
職員のアイデアを区民サービスの向上や業務の改善に反映させるとともに、職員の意識改革と組織の活性化を図るため、実施方法などの見直しを行い、職員提案制度の一層の充実を図る。					
実施時期	20年度	21年度	22年度		
	実施	→			

2 - (1) - 5	コールセンターの効率的運用			所管部課	区長室区政相談課
実施可能な業務について拡大を図るとともに、区役所代表番号との統合を含めた効率的な運用について検討する。					
実施時期	20年度	21年度	22年度		
	検討・実施	→			



2 - (1) - 6	公共施設予約システム「さざんかネット」の再検討	所管部課	区民生活部地域課
<p>現行の機器のリース期間満了が迫っていることから、改めてシステムの検証を行い、現システムの問題点を洗い出すとともに区民が利用しやすいシステムへの改善を検討する。</p>			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	検討・実施		→

2 - (1) - 7	戸籍システムの構築 定	所管部課	区民生活部区民課
<p>戸籍簿及び戸籍の附票を電子記録化し、戸籍に関する業務全般の見直しを行うとともに、戸籍作成・証明書発行事務等の効率化及び時間短縮と正確性の確保により、区民の利便性の向上を図る。</p>			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	検討・実施		→

2 - (1) - 8	道路台帳の情報提供システムの構築 定	所管部課	都市整備部土木管理課
<p>窓口業務の適切かつ安定的な実施及び待ち時間の短縮等区民サービスの向上並びに窓口の省力化を図るため、電子化される道路台帳情報を利用して、自動発行機を導入する。</p>			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	検討・実施		→

2 - (1) - 9	区営住宅集会所の地域開放	所管部課	都市整備部住宅課
<p>集会所の活用及び身近な場所での集会施設を望む近隣住民の要望に応え、区営住宅集会所を地域に開放する。</p>			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	実施		→

(2) 区政の透明性を高め説明責任を果たします

2 - (2) - 1	行政評価制度の充実	所管部課	政策経営部企画課
<p>評価を政策・施策・事務事業の選択の判断材料として活用するとともに、予算編成、組織改革、人事管理など区の経営にも反映させていく制度として確立させていく。また、「杉並行政サービス民間事業化提案制度」の公表資料として活用する。</p>			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	実施	→	→

2 - (2) - 2	外部評価委員会によるチェック	所管部課	政策経営部企画課
<p>行政評価の客観性を高め、充実させていくとともに、入札監視機能・外部監査連携機能を併せ持つ第三者機関として、行政運営の点検を行っていく。</p>			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	実施	→	→

2 - (2) - 3	新たな公会計制度の導入	所管部課	政策経営部財政課 会計管理室会計課
<p>国・都の動向に留意しつつ、企業会計的手法(発生主義会計・複式簿記)の導入を検討し、実施する。財務会計システムの再構築により、財政情報を区政経営に活用するとともに、区民にわかりやすい予算・決算資料を公表する。</p>			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	検討・実施 実施	→	→

2 - (2) - 4	A B C手法などのコスト分析の活用	所管部課	政策経営部財政課
<p>事務事業の過程(活動プロセス)ごとに活動の対象となる人や物などの単位あたりの原価を算出するA B C(活動基準原価計算)手法によるコスト分析を行うことにより、受益と負担のあり方の検討や、協働・外部委託等との経費比較に活用する。</p>			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	実施	→	→

2 - (2) - 5	入札・契約制度の改革	所管部課	政策経営部経理課
これまでの改革を踏まえ、引き続き入札・契約制度の改革に取り組み、透明性・競争性の一層の向上を図る。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	実施		→

2 - (2) - 6	施設白書の発行	所管部課	政策経営部営繕課
18年度発行した「施設白書」からの経年を踏まえて、施設に関する情報を改めて収集分析し、継続的に区民によりわかりやすく情報提供する。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	検討	実施	

2 - (2) - 7	施設維持管理コストの公開・提供	所管部課	政策経営部営繕課
施設白書の発行にあわせ、各施設に施設の維持管理費と使用料等を記したものを掲示し、各施設の財政状況を公表する。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
		実施	

2 - (2) - 8	外部監査の実施	所管部課	区長室総務課
行政の透明性、効率性を確保するために、個別外部監査を引き続き実施する。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	実施		→

2 - (2) - 9	電子区政資料室の開設	所管部課	区長室総務課
区公式ホームページにおいて、区政資料の検索・入手が簡便に行えるよう再構築するとともに、情報公開請求にかかる文書の特定及び請求が可能な情報公開システムを備えた「電子区政資料室」を開設する。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	検討・構築	実施	→

2 - (2) - 10	学校評価の充実	所管部課	教育委員会事務局 済美教育センター
地域や保護者による学校運営への参画を推進するため、学校評議員や保護者、地域住民など外部評価委員による学校評価を全校で実施する。また、学校の経営状況等を客観的に診断する「第三者診断」を実施する。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	実施		→

(3) 活力ある組織づくりを推進します

2 - (3) - 1	時代の変化に対応した人事制度改革	所管部課	政策経営部職員課
自治と分権の時代に対応し、杉並区が独自に必要な人材を確保し、職員の能力を高めることができる人事制度を構築する。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	検討	準備	実施

2 - (3) - 2	自治と分権の時代にふさわしい職員の育成	所管部課	政策経営部 職員課 職員能力開発センター
職員能力開発センターの機能を充実させ、職員の意識改革及び能力開発をさらに進め、自主・自立を基本とした小さな区役所を担うことのできる人材を育成する。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	実施		→

2 - (3) - 3	組織活性化策の検証と再構築	所管部課	政策経営部 企画課 職員課 職員能力開発センター
職員提案制度やチャレンジプランなどのほか、職場環境や職員の健康管理も含め、組織活性化策を総合的に検証した上で、職員一人ひとりが仕事に誇りと自信を持ち、小さな区役所を担う有用な人材として、生き生きと、意欲的に働くことができる仕組みを再構築し、実施する。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	検討・実施		→

2 - (3) - 4	職員健康管理の充実	所管部課	政策経営部職員課
健康で活力のある職場づくりのために、職員の健康管理の充実を図る。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	実施		→

2 - (3) - 5	職員定数の削減・適正化 定	所管部課	政策経営部職員課
事務事業の協働、民営化・民間委託の推進により、職員削減計画を着実に実施する。また、各組織の定数配分を見直し、組織間の不均衡の是正など適正な定数管理を行う。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	検討・実施		→

2 - (3) - 6	IT化の推進による事務の効率化 定	所管部課	政策経営部 職員課 情報システム課
事務処理のIT化に伴う効果を検証し、効果を高めるため、さらなる事務の効率化を図る。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	実施		→

2 - (3) - 7	組織の改編 定	所管部課	政策経営部職員課
新たな行政需要に迅速・的確に対応できる、より簡素で活力ある組織とするため、引き続き組織の改編を行っていく。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	検討・実施		→

2 - (3) - 8	再任用・非常勤職員の効果的活用	所管部課	政策経営部職員課
再任用・再雇用職員、若年嘱託員など非常勤職員の幅広い活用を検討し、必要な条件整備を図る。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	検討・実施		→

2 - (3) - 9	勤務時間の弾力的運用	所管部課	政策経営部職員課
24時間365日の区役所サービスに対応するため、勤務時間の弾力的運用を実施する職場について検討するとともに、対象の拡大を図る。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	検討・実施		→

2 - (3) - 10	附属機関等の改善	所管部課	政策経営部企画課
附属機関、各種懇談会等について、目的・役割等を見直し、附属機関等の活性化を図る。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	実施		→

2 - (3) - 11	巡視業務の見直し 定	所管部課	政策経営部経理課
本庁舎巡視業務(昼間・夜間)について、退職不補充とし非常勤職員化または委託化を図る。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	実施		→

2 - (3) - 12	区民事務所・駅前事務所のあり方及び地域活動支援のための組織体制の検討	所管部課	区民生活部区民課 地域課
区役所本庁の土日開庁にあわせ、区民事務所・駅前事務所のあり方について総合的な検討を行うとともに、より機能的に地域活動の支援を遂行できる組織・体制について検討を行う。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	検討	実施	→

2 - (3) - 13	医療制度改革に伴う組織の見直し	所管部課	保健福祉部国保年金課
後期高齢者医療制度及び特定健診・特定保健指導事業に伴い、組織体制を見直す。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	実施		→

2 - (3) - 14	保健福祉サービスの総合的提供のための連携推進定	所管部課	保健福祉部 管理課 子育て支援課 杉並保健所 地域保健課
保健センターの体制の効率化と対応力の向上を図るとともに、子ども家庭支援センターとの連携のあり方について検討し、見直しを行う。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	検討	検討・実施	→

2 - (3) - 15	生活衛生試験部門のあり方の見直し 定	所管部課	杉並保健所 生活衛生課 衛生試験所
時代の変化を踏まえ、衛生試験所のあり方を含め、生活衛生部門のあり方について検討する。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	検討・実施	→	→

2 - (3) - 16	区営住宅管理業務の見直し 定	所管部課	都市整備部住宅課
区営住宅の入居者管理業務について、募集業務・収入認定等の定型的業務を非常勤職員により実施する。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	実施	→	→

2 - (3) - 17	杉並中継所の廃止 定	所管部課	環境清掃部清掃管理課
杉並中継所の廃止に伴う、その後の施設利用について検討する。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	方針決定	→	→

2 - (3) - 18	副校長二人制の導入による学校改革	所管部課	教育委員会事務局 庶務課 教育人事企画課
教員系の副校長が教務指導に専念できる環境を整えるなど、学校経営の体制を強化し、より充実した教育活動を進めるために、二人目の副校長を配置する。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	実施	→	→

2 - (3) - 19	区立図書館運営の経営改革 定	所管部課	教育委員会事務局 中央図書館
非常勤職員を活用した運営の効率化を図るとともに、指定管理者・業務委託について総合的に検討し、一層の経営改革を推進する。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	検討・実施		→

2 - (3) - 20	学校事務職員のあり方の見直し 定	所管部課	教育委員会事務局 庶務課
組織の効率的な運営の視点から、区費の常勤事務職員の嘱託員化を図る。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	実施		→

2 - (3) - 21	幼児教育における職員研修の充実	所管部課	教育委員会事務局 学務課
より質の高い幼児教育、保育の実現のために、合同研修や職員の相互派遣など、幼稚園・保育園が専門性を学び合う仕組みについて検討する。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	検討・実施		→

#### (4) 事務事業の見直しを進めます

2 - (4) - 1	PFI手法の活用	所管部課	政策経営部企画課
PFI手法について引き続き調査・研究し、PFI手法のメリットが活かせる施設建設等への活用を図る。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	検討・実施		→

2 - (4) - 2	情報化基本方針及び情報化アクションプランの推進	所管部課	政策経営部 情報システム課
19年度に改定する「情報化基本方針」及び「情報化アクションプラン」に基づき、様々な業務の電子化に向け担当課を支援するとともに、開発・運用のあり方について見直しを図る。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	実施		→



2 - (4) - 3	職員住宅のあり方の見直し	所管部課	政策経営部職員課
職員住宅について、時代の変化を踏まえ、あり方を見直す。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	検討・実施		→

2 - (4) - 4	住基・印鑑システム障害時リカバリーシステムの構築 定	所管部課	区民生活部区民課
電算機器の障害時においても、駅前事務所等におけるサービスの確保が図れるよう、障害時の回復システムを構築する。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	検討	実施	→

2 - (4) - 5	地域福祉活動の支援体制の見直し	所管部課	保健福祉部管理課
社会福祉協議会の経営改革の方向性を踏まえ、地域福祉活動支援における区と社会福祉協議会との連携等について見直す。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	検討	実施	→

2 - (4) - 6	健康家族(無受診世帯)への報奨制度	所管部課	保健福祉部国保年金課
健康保持に努力し、家族全員が一定期間、診療を受けていない国民健康保険加入世帯に対し、報奨金など健康管理の努力が報われる制度を検討、実施する。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	検討・実施		→

2 - (4) - 7	生業資金貸付制度の見直し	所管部課	保健福祉部管理課
生業資金等運営委員会において、現状の運用状況等を踏まえ、制度の廃止も視野に入れた検討を行う。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	検討	→	実施

2 - (4) - 8	障害福祉サービスの負担と給付の適正化	所管部課	保健福祉部 障害者施策課
タクシー券の給付額を所得や必要度に応じて見直すとともに、理髪・寝具洗濯乾燥・おむつの支給について利用者負担を導入するなど、サービス利用にかかる適正な利用者負担と給付のあり方について検討する。また、高齢の障害者が増加している中、高齢者施策との整合性を図る。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	検討	実施	→

2 - (4) - 9	ゆうゆう館等における入浴事業のあり方の見直し	所管部課	保健福祉部 高齢者施策課
高齢者の価値観の多様化や社会情勢の変化に応じて、ゆうゆう館における入浴サービスは廃止し、小集会室等への転用について検討を行うとともに、高齢者活動支援センターの入浴サービスについてもあり方の見直しを行う。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	実施		→

2 - (4) - 10	学童クラブと放課後子ども教室の連携推進	所管部課	保健福祉部 児童青少年課 教育委員会事務局 教育改革推進課
学童クラブの需要増を視野に入れ、小学生の放課後の居場所づくりの充実を図るため、学童クラブと放課後子ども教室の連携を推進する。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	検討・実施		→

2 - (4) - 11	がん検診の見直し	所管部課	杉並保健所 健康推進課
各がん検診について、精度管理の観点から検診の有効性を検討するとともに、精密検査結果の把握方法について再検討を行う。また、大腸がん検診の自己負担を導入する。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	検討・実施		→

2 - (4) - 12	障害者雇用支援事業団の運営の見直し	所管部課	保健福祉部 障害者生活支援課
精神障害者等も含めた障害者の就労支援の一層の充実を図るため、障害者雇用支援事業団の運営を見直す。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	検討・準備	実施	→

2 - (4) - 13	区営住宅・区民住宅等のあり方の見直し	所管部課	都市整備部住宅課
区営住宅、区民住宅等、区の住宅施策のあり方について見直しを行う。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	検討・実施	実施	→

2 - (4) - 14	南伊豆健康学園の見直し<定>	所管部課	教育委員会事務局 学務課
運営体制について見直しを行い、効率化を図る。 利用状況等の変化を踏まえ、今後のあり方や施設の効果的な活用方策について、改めて総合的な検討を行い、実施する。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	実施 検討	実施	→

2 - (4) - 15	区立幼稚園の見直し	所管部課	教育委員会事務局 学務課
幼小連携モデル事業の検証、入園児童数の推移及び将来推計を踏まえ、区立幼稚園の役割・今後の方針を検討する。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	検討	方針決定・実施	→

2 - (4) - 16	スポーツ振興財団の運営の見直し	所管部課	教育委員会事務局 社会教育スポーツ課
財団の今後の業務内容の改善や効率的運営を図るため、経費削減の方策を推進するとともに、利用者のニーズを踏まえたサービスの向上に努める。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	検討・実施		→

2 - (4) - 17	教職員住宅のあり方の見直し	所管部課	教育委員会事務局 庶務課
教職員住宅について、時代の変化を踏まえ、あり方を見直す。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	検討・実施		→

### 3 財源の確保と負担の公平化の実現

区税等の収納率のさらなる向上等による財源の確保を図るとともに、適正な受益者負担の確保に努めるなど、負担の公平化を実現する。

また、「減税自治体構想」の実現に向け、早期に区債残高を償還し、財政運営の健全化と強固な財政基盤を確立する。

#### (1) 財源の確保を図ります

- 1 広告収入の確保
- 2 納付センターの設置 定
- 3 介護給付の適正化
- 4 保育料の収納率の向上
- 5 学童クラブ利用料の収納率の向上
- 6 福祉資金貸付償還率の向上
- 7 区営住宅等使用料の収入未済の解消
- 8 既定事業の執行の効率化

#### (2) 資産の有効活用を図ります

- 1 本庁舎の計画的保全
- 2 区有財産の有効活用

#### (3) 負担の公平化を図ります

- 1 補助金の見直し
- 2 使用料・手数料等の見直し
- 3 保育園保育料の適正化
- 4 学童クラブ利用料の適正化
- 5 区営住宅使用料の減免制度の見直し
- 6 家庭ごみ有料化の検討
- 7 幼稚園保育料の適正化
- 8 私立幼稚園保護者負担軽減補助金の見直し

(4) 財政運営の健全化と強固な財政基盤を確立します

- 1 減税自治体構想の検討
- 2 財政健全化への総合的な取組みと財政情報の公表
- 3 公債費負担の軽減

(1)財源の確保を図ります

3 - (1) - 1	広告収入の確保	所管部課	政策経営部企画課
区が発行する印刷物などへの広告掲載について検討し、収入確保に努める。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	実施		→

3 - (1) - 2	納付センターの設置 定	所管部課	区民生活部納税課 保健福祉部国保年金課 関係各課
特別区民税や国民健康保険料等をはじめとした収納対策として、民間委託による納付センターを設置するとともに、より効率的・効果的な組織体制について見直しを行う。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	検討・実施		→

3 - (1) - 3	介護給付の適正化	所管部課	保健福祉部 介護保険課
介護給付適正化システムを活用し、都・国保連合会とも連携して、介護保険サービスの偏りや不適正事例に対する事業者指導を、引き続き強化し実施する。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	実施		→

3 - (1) - 4	保育料の収納率の向上	所管部課	保健福祉部保育課
新たな滞納者の発生を抑制するとともに効率的な収納事務をめざし、現年・滞納繰越一体の催告体制の充実を図り、滞納管理システムの運用による催告回数増・納付勧奨の充実及び滞納処分の実施に取り組み、収納率の向上を図る。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	実施		→

3 - (1) - 5	学童クラブ利用料の収納率の向上	所管部課	保健福祉部 児童青少年課
口座振替の勧奨、長期滞納者への対応などに取り組み、学童クラブ利用料の収納率の向上を図る。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	実施		→

3 - (1) - 6	福祉資金貸付償還率の向上	所管部課	保健福祉部管理課
福祉資金の借受後、新たな滞納者とならないよう効果的な勧奨方法を検討し、夜間・休日の電話催告、債務者に対する返済計画の確認、連帯保証人への連絡など可能なものから実施する。また、不納欠損基準の見直し及び民間事業者への債権管理業務委託などについて検討する。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	検討・実施		→

3 - (1) - 7	区営住宅等使用料の収入未済の解消	所管部課	都市整備部住宅課
滞納額が減少しない滞納者に対する徴収方法等の工夫・改善に努め、滞納整理を促進し、収納率の維持・向上に努める。なお、場合によっては、連帯保証人に対する協力依頼・履行要請、住宅使用許可の取消しや明渡請求等を実施する。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	実施		→

3 - (1) - 8	既定事業の執行の効率化	所管部課	政策経営部財政課
既定事業について効率的な執行を進め、経費の削減を図る。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	実施		→

(2) 資産の有効活用を図ります

3 - (2) - 1	本庁舎の計画的保全	所管部課	政策経営部経理課 営繕課
区役所本庁舎の施設性能を維持し、本庁舎の財産価値を長期に保全するため、「区役所本庁舎中長期修繕計画」を踏まえた長期活用を図る。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	実施		→

3 - (2) - 2	区有財産の有効活用	所管部課	政策経営部企画課 経理課
<p>社会経済状況や区民ニーズの変化に的確に対応した区有財産(土地・建物)の有効活用と、適正かつ効率的な管理運営の推進を図る。 事業計画のない用地や新規事業への活用が困難な遊休地等について、適正に管理するとともに、可能であれば売却処分する。</p>			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	検討・実施		→

(3) 負担の公平化を図ります

3 - (3) - 1	補助金の見直し	所管部課	政策経営部財政課
<p>「杉並区補助金適正化審査会(17年度)」の提言に基づき、3年目に当たる20年度に見直しを実施し、補助金の廃止や統合を含む整理・合理化を行う。</p>			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	実施		→

3 - (3) - 2	使用料・手数料等の見直し	所管部課	政策経営部財政課
<p>使用料・手数料等については、受益者負担の適正化等の観点から継続的に見直しを行う。</p>			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	実施・検討		→

3 - (3) - 3	保育園保育料の適正化	所管部課	保健福祉部保育課
<p>税制改正による保育料への影響や、児童手当など経済的な支援施策の拡充等の状況を踏まえ、保育料の適正化を図る。</p>			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	検討・実施	実施	→



3 - (3) - 4	学童クラブ利用料の適正化	所管部課	保健福祉部 児童青少年課
コストに見合った適切な利用料のあり方について検討を行い、適正化を図る。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	検討	実施	→

3 - (3) - 5	区営住宅使用料の減免制度の見直し	所管部課	都市整備部住宅課
区営住宅使用料の減免制度の考え方を整理し、特に一般減免についての要件を見直す。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	検討・実施	実施	→

3 - (3) - 6	家庭ごみ有料化の検討	所管部課	環境清掃部清掃管理課
ごみ減量施策として効果の期待できる家庭ごみの有料化について、戸別収集の実施とあわせて検討を進める。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	検討	→	実施

3 - (3) - 7	幼稚園保育料の適正化	所管部課	教育委員会事務局 学務課
私立幼稚園保育料との格差が大きい中、他の使用料等の改定動向も見ながら適正化を図る。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	検討・実施	実施	→

3 - (3) - 8	私立幼稚園保護者負担軽減補助金の見直し	所管部課	教育委員会事務局 学務課
私立幼稚園保護者負担軽減補助金について、子育て応援券の状況なども踏まえ、そのあり方を総合的に検討する。			
実施時期	20年度	21年度	22年度
	検討	実施	→

(4) 財政運営の健全化と強固な財政基盤を確立します

3 - (4) - 1	減税自治体構想の検討		所管部課	政策経営部企画課 財政課
財政健全化を進め、杉並区の新たな目標として「減税自治体構想」の検討を行う。20年度に「杉並区減税自治体構想研究会」の報告を受け、21年度には構想の実現に向け、検討・具体化を進める。				
実施時期	20年度	21年度	22年度	
	調査・研究	検討・具体化	→	

3 - (4) - 2	財政健全化への総合的な取組みと財政情報の公表		所管部課	政策経営部財政課
政策目標の達成に向けて、自主財源を確保するとともに、歳出の合理化を図り、自立した安定的な財政基盤を確立する。併せて、財政運営の透明性の向上を図るため、区民に対する財政情報の公表を進める。				
実施時期	20年度	21年度	22年度	
	実施		→	

3 - (4) - 3	公債費負担の軽減		所管部課	政策経営部財政課
減税補てん債は、計画的に繰上償還を実施し、21年度末までに全額を償還する。 19年度末見込みで384億円の区債残高を、23年度末までにゼロにするために計画的に縮減を図る。				
実施時期	20年度	21年度	22年度	
	40億円以下 290億円以下	0円 180億円以下	- 80億円以下	

第5 年度別定数削減計画表

部	課 等	職 種 職員数	削 減 数				備 考(考え方)	
			20年度	21年度	22年度	計		
政策経営部 (248) ( )内は、 職員数	経理課 巡視業務	警備 6	1	1		2	欠員不補充、非常勤化	
区民生活部 (411)	区民課	戸籍システム	事務 197					戸籍システムの構築
		住基・印鑑システム障害時リカバリシステム	事務 197					住基・印鑑システム障害時リカバリシステムの構築
	納税課	事務 41	2			2	納付センターの設置	
保健福祉部 (1,909)	国保年金課	事務 31	2			2	納付センターの設置	
	障害者施策課	事務 他 118					障害者施設の運営の見直し	
	高齢者施策課 ゆうゆう館	用務 作業 6 2		1	2	3	欠員不補充、非常勤化、委託化	
	保育課 保育園	保育士 看護師 6 9 5 3 0	6				6	保育サービスのあり方の見直し
		調理 83	3	2	8	13	保育サービスのあり方の見直し 欠員不補充、非常勤化、委託化	
		用務 10	1	1		2	保育サービスのあり方の見直し 欠員不補充、非常勤化、委託化	
	児童青少年課 児童館	児童指導 他 225					児童館・学童クラブ運営の協働等の推進	
生活衛生課 衛生試験所	保健衛生監視 10 食品衛生監視 20 検査技術 11					生活衛生試験部門のあり方の見直し		
保健センター	診療放射線 4 保健師 43 栄養士 5 歯科衛生士 5					保健福祉サービスの総合的提供のための連携推進		

部	課 等	職 種 職員数	削 減 数				備 考(考え方)
			20年度	21年度	22年度	計	
都市整備部 (315)	住宅課	事務 15	2			2	区営住宅の管理業務の見直し
	土木管理課	事務 23					道路台帳の情報提供システムの構築
	みどり公園課 公園緑地事務所	作業 他 19	2		2	4	欠員不補充、委託化
環境清掃部 (366)	環境課	事務 3	1			1	環境学習事業の委託
	清掃事務所	作業 他 261					清掃事業のあり方の見直し
	清掃事務所 杉並中継所	機械 他 2	1	1		2	杉並中継所の廃止
教育委員会 (264)	郷土博物館	事務 6					郷土博物館の運営の見直し
	中央図書館	事務 他 113	10			10	区立図書館の経営改革 (図書館運営のあり方の見直し)
学 校 (402)	学 校	事務 用務 28 113					学校職員の配置体制の見直し
		警備 49	10	8	9	27	欠員不補充、機械化、非常勤化
		調理 135	9	9	12	30	欠員不補充、委託化
		学童擁護 14	4	3	2	9	欠員不補充、委託化
	南伊豆健康学園	事務 2 児童指導 11 警備 2 調理 3 用務 1	3			3	南伊豆健康学園の運営の見直し
全 庁						業務量等の検証、組織の見直し、システムの導入効果による業務の効率化	
平成19年4月1日現在							
事 務	1,633 人	事務その他	57	26	35	118	削減数の欄のうち、印は、事務量の検証が必要なものや今後の退職等の状況に関わるもので、人数が未確定のものである。
そ の 他	2,338 人	印	43	84	85	212	
計	3,971 人	計	100	110	120	330	

平成 16 年 11 月策定

# 行 財 政 改 革 大 綱

< 平成 17 ~ 22 年度 >

スマートすぎなみ計画は、平成 17 ~ 22 年度の行財政改革大綱と 3 カ年の実施プランから構成されています。

このたび、第 4 次行財政改革実施プラン（平成 20 ~ 22 年度）への改定を行いました。が、行財政改革大綱については、今回の改定を踏まえ若干の整理を行いました。



## 第1 これまでの行革と計画の改定

平成11年度の杉並区は、景気の低迷による勤労者の所得の減少、恒久的減税による区税収入の落込みが続くなか、財政構造の弾力性を表わす財政指標である経常収支比率が94.1%に達するなど、財政の硬直化が進み、危機的状況に直面していた。そこで、区は平成12年度に「平成12年度杉並区行財政改革大綱・行財政再建緊急プラン」に基づく行革を断行し、13年度からは、当面の区財政の危機を克服するとともに、時代状況の変化に柔軟かつ的確に対応できる抜本的な行財政システムの構造改革に取り組むために「スマートすぎなみ計画」を策定し、行財政改革を推進してきた。

区議会及び区民の協力を得ながら行革に取り組んできた結果、11年度に90%台半ばを記録した経常収支比率を15年度決算では、83.0%と大幅に改善することができた。また、区役所の減量化をめざした取り組みでも、計画がスタートした13年度以降では457名の職員を、12年度の「行財政再建緊急プラン」による取り組みを含めると513名の職員を削減するなどの成果をあげることができた。

こうした取り組みにより、当面の財政の危機的状況から抜け出すことができ、区政改革の大きな地歩を築いてきたが、今後は、強固な財政基盤の確立とともに、質の高い区民サービスを効率的に提供する区政へとより抜本的な改革を推進する、新たな取り組みが求められている。15年度からの第2次行革実施プランでも、成果志向の行政評価など新しい行政手法の確立、区民、事業者等と区が責任を分かち協働する新しい行政形態の創造に取り組んでいるところである。

時代は分権型社会に向けた新たな変動期を迎え、自治体が「自立した地方政府」としてその基盤を固め、自らの判断と責任で地域の問題解決につながる多様な区民サービスを提供することが、今、求められている。しかし、公共サービスの提供主体は行政の独占領域ではなく、現実に地域社会ではコミュニティ組織やNPO( )などがそれぞれの公共サービスを支えている。これからは区民との協働や民営化など、公共サービスの提供主体や提供方法の多様化が、新しい自治の姿として不可欠なものとなっていくであろう。

このような区政を取り巻く環境の変化に対応し、自己責任・自己決定に基づき自治体を運営する分権型社会の時代にふさわしい「自治体経営改革」を進めるため、行財政改革の総合的な指針である「行財政改革大綱」と、その行動計画である「行財政改革実施プラン」からなる「スマートすぎなみ計画」を改定するものである。

NPO(民間非営利団体): 福祉やまちづくりなどの特定の課題について、市民主体の自由な社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体

## 第2 「行財政改革大綱」の目的

新しい「行財政改革大綱」(以下、「大綱」という)は、「21世紀ビジョン」と「基本計画・実施計画」(すぎなみ五つ星プラン)を財政基盤から支えるとともに、区民との協働によりこれまで以上に身近で開かれた区政を進める「自治体経営改革」の総合的な指針である。

大綱は、平成13年度から22年度までの10ヵ年戦略であるが、これまでの考え方・目的を踏まえつつも環境の変化に伴う必要な見直しを加え、行財政改革の総仕上げの指針としていくものである。

このため、以下のとおり区役所のあるべき姿と戦略課題を掲げ、抜本的な区政改革に取り組む。

### 1 区役所のあるべき姿

「基本計画」では、平成22年度の杉並区のあるべき姿を「人が育ち 人が活きる杉並区」とし、その将来像をめざし、総合的に施策を展開しようとしている。

この「基本計画」の推進を行財政改革の側面から支える「スマートすぎなみ計画」は、平成22年度までの自治体経営改革を通して「人が育ち 人が活きる杉並区」の実現に寄与することが求められている。

そのため、区が真に実施すべき仕事を明確にし、区民やNPOとの協働や民営化等を大胆に進める一方で、その後のサービスの質の維持・向上及び安全管理の徹底を図る必要がある。あわせて、少数精鋭主義による簡素で効率的な組織機構を確立し、小さくても力のある区役所をつくりつつ、「五つ星の区役所づくり」運動が培ってきた職員の意識改革などをさらに進め、区民満足度の高く、より質の高い行政サービスの提供をめざさなければならない。また、将来にわたって安定的な区政運営を行っていくため、財政の健全化を進め、強固で弾力的な財政基盤を確立する必要がある。

そこで、平成22年度の区役所のあるべき姿を、

「区民とつくる小さな区役所で、五つ星のサービスを」

とし、自治体経営改革に向けて全庁的な取組みを行うものとする。

### 2 戦略課題

区役所のあるべき姿に向けて、以下の3つの戦略課題を掲げ、行財政改革を進めることとする。



### (1) 区民パワーを活かす施策の展開

行政と地域や住民の関係を見直し、区民パワーを活かす協働分野の拡大を図るなど、NPO等との協働等を推進し、新しい自治を創る。

また、区が真に実施すべき仕事を明確化して、法令等に基づき区が直接実施しなければならないものなどを除き、杉並行政サービス民間事業化提案制度の活用などにより、積極的に民営化・民間委託等を促進する。

### (2) 質の高いサービスを提供する簡素な区役所の確立

行政サービスの質を高め、区民満足度の向上をめざすとともに、情報公開の充実を図るなど区政の透明性や説明責任を確保し、より開かれた区役所に変えていく。また、活力ある組織づくりのため少数精鋭の区政運営を担う職員の育成や、不断に仕事を見直す職場風土の醸成に努める。

### (3) 財源の確保と負担の公平化の実現

適正な受益者負担や区税の収納率の向上など、自主財源の確保に努めるとともに、区有財産の有効活用や公債費負担の軽減を図るなど、財政の健全化をさらに進め、区債残高ゼロの早期実現をめざす。

## 第3 今後6年間の戦略目標

今回改定する大綱は、今後6カ年の戦略目標を以下のとおり定める。

### 1 経営改革の目標

区民・NPO等との協働、民営化や民間委託など、公共サービスの提供主体や提供方法の多様化を進めることが、今後6年間の経営改革の重要な柱である。そのために、協働分野の拡大を図り、事務事業の民営化や民間委託をさらに進め、平成22年度までに区の6割の事業をNPO等との協働や民営化・民間委託で実施する。

「6割の事業」とは、事務事業評価における全事業数を分母とし、事業の全部または一部に協働、民営化・民間委託が採用されている事業数を分子として計算するものである。

## 2 財政健全化の目標

今後6カ年で強固な財政基盤を築くために、財政構造の弾力性を表わす「経常収支比率」を平成22年度までに80%とする。

財政指標	(平成11年度)	現 状 (平成15年度)	目 標 (平成22年度)
経常収支比率	94.1%	83.0%	80.0%

「経常収支比率」は、財政構造の弾力性を表す指標で、人件費、扶助費、公債費など容易に縮小することが困難な経費に、区民税等の一般財源がどの程度消費されているかを表す。その比率が低いほど「自由」に活用できる財源が大きくなり、経済変動等の変化に柔軟に対応することができる。なお、経常収支比率は、70～80%が適正水準とされている。

## 3 職員定数の削減の目標

より簡素で効率的な組織機構を整備し、小さくとも力のある区役所を実現するため、平成22年度までに職員定数を1,000人削減する。(12年度比)

また、定数削減は、各部の長のリーダーシップのもと、部ごとの計画的な削減の推進を図る。

年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20~21	22
職員定数	4,716	1,000人削減								3,716 以下
削減数	(56)	108	117	112	120	91	119	78	245	以上

(人)

## 第4 大綱の実現に向けて

大綱に基づく行財政改革を推進するにあたっては、以下のとおり全庁をあげて取り組むこととする。

大綱の最終年度である平成22年度までの具体的な取組みとして策定した、「第4次行財政改革実施プラン」(以下「プラン」という。)の着実な達成を図る。

大綱に掲げる戦略目標を確実に達成し、プランの総合的かつ組織的な推進を図るため、区長を本部長とする行財政改革推進本部を中心に、全庁をあげて行財政改革を実行していく。

また、プランに定める項目のうち、全庁に係る項目、複数の部が関係する項目及び単独の部に係るものでも特に重要な項目は、行財政改革推進本部で進行管理を行う。その他の項目は、各部が責任をもって進行管理を行い、行財政改革推進本部がそれらを総括する。

行財政改革の実施状況については、毎年度、区広報やインターネット等を活用して区民にわかりやすく公表し、区民の声を改革に反映させていく。

また、行財政改革のあり方について外部の視点からの意見を反映させるため、学識経験者等で構成する外部評価委員会から適切な助言を受けるものとする。

スマートすぎなみ計画  
第4次行財政改革実施プラン  
平成20～22年度

平成19年11月発行

登録印刷物番号

19 - 0072



杉並区

政策経営部企画課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1

TEL 03-3312-2111 (代表)

本文は古紙100%(白色度70%)、表紙は古紙配合率100%の再生紙を使用しています

歩きながら、  
元気と文化が  
生まれる街。  
すぎなみ